

# 公益財団法人尼崎地域産業活性化機構内部統制に関する基本方針

令和5年7月18日施行

この基本方針は、公益財団法人尼崎地域産業活性化機構（以下「機構」という。）が行う業務を適正かつ効率的に遂行し、機構の定款の目的を達成するために機構内における内部統制に関する基本的な事項を定めるものである。

## 1 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令や定款ならびに内部規程を遵守し、社会からの期待と要請に応えるため、理事と職員がとるべき行動の規範である「公益財団法人尼崎地域産業活性化機構行動規範」（以下「行動規範」という。）を定め、理事は率先垂範するとともに、その周知徹底を図るものとする。
- (2) 理事は、法令や定款ならびに内部規程の違反に関する重大な事実を発見した場合、直ちに監事に報告するとともに、遅滞なく理事会において報告する。
- (3) 理事は、「公益財団法人尼崎地域産業活性化機構公益通報者の保護に関する規則」に則り、法令遵守や内部規程の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- (4) 機構は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引をはじめ一切の関係を遮断するとともに、不当要求等があった場合は、必要に応じて外部の専門機関とも連携し、毅然とした態度で臨む。

## 2 理事の職務の執行に係る情報の保全及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務執行に係る情報については、法令や文書規則等内部規程に基づき、保存及び管理を行う。
- (2) 個人情報の取扱いについては、「公益財団法人尼崎地域産業活性化機構個人情報保護に関する規則」に基づき、適切な管理体制を整備し、保有する個人情報を厳重に管理し、情報漏洩の防止等を図り、個人の権利利益を保護する。
- (3) 理事は、機構内に設置された情報管理に関する委員会において、個人情報保護等に関する事項を審議するとともに、機構が定める基本方針や規程に基づきその取組を推進する。

### 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 機構の運営に重大な影響を与えるリスクについては、リスク管理に関する規程を制定し、その事象が予見、または発生した時は、適切かつ速やかに対応することとする。
- (2) 安全に業務を遂行するため、労働安全衛生に関する法令に基づいた作業マニュアル等を定めて周知徹底を図る。

### 4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定款及び理事会の議事運営に関する規程に基づき、定例理事会を年2回開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。理事会等では、理事長が作成する各年度の事業計画及び予算の承認のほか、業務執行及び重要事項の決定を行う。
- (2) 業務運営は、中期計画に基づき毎事業年度に、事業環境の変化に応じた事業計画、予算を策定し、目標達成に向けた効果的な業務執行を実現する。
- (3) 理事長、常務理事、その他幹部職員による「調整連絡会議」を定期的に開催し、組織内の意思疎通を図り、業務の執行状況に関する把握を行う。

### 5 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 職員は、コンプライアンス意識を高く持ち、信頼される職場づくりに努めるとともに、「行動規範」に基づき倫理観をもって事業運営にあたるものとする。
- (2) 全職員がコンプライアンスに係る諸規程の内容を把握し、実践できるよう、定期的な研修を実施する。
- (3) 業務上の不正やハラスメントなど法令上疑義のある行為等について、機構が定める規程等に基づき対応するとともに、職員等が機構内部の窓口のほか外部窓口に直接通報、相談できるヘルプライン制度を整備するものとする。

### 6 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項及び当該職員の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事が、その職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、理事及び各部署の所属長はこれに協力するものとする。
- (2) 監事の職務の補助を行う職員は、監事から直接指示を受けることにより、理事からの独立性を確保する。

## **7 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制**

- (1) 理事及び職員は、法令に違反する事実、機構に著しい損害等を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を監事に報告する。
- (2) 理事は、監事の求めに応じて、調整連絡会議等の審議内容について報告する。

## **8 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- (1) 理事は、監事への報告者について不利な取扱いを受けることのないようにすること、また、その適正な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監事への適切な報告体制を確保する。

## **9 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 監事は、理事会等への出席や監事監査により理事の職務の執行を監査するとともに、理事の不正行為、法令や定款に対する違反等が認められる場合、理事会を招集する。
- (2) 監事は、いつでも起案文書等を閲覧し、必要に応じて理事又は職員に説明を求め、若しくは調査を要請することができる。